

●特別徴収の時期・徴収方法について

- 対象** ①平成21年中の所得が年金所得のみの方
 ②平成21年中の所得が年金所得以外にも給与などがあり、年金所得に係る住民税も勤務先から特別徴収（給与からの引き落とし）されていた方

(1) 平成22年度より特別徴収を開始される方の納め方（新たに65歳になられた方等）

<表1参照>

6月・8月に年税額の1/4ずつを普通徴収（納付書または口座振替）により納付していただき、10月・12月・2月に年税額の1/6ずつを公的年金から引き落とします。

ただし、上記の対象②の方は、給与所得を含めて算出した年税額から、勤務先の給与より引き落とされる金額を除いた税額（年金所得に係る税額）について下表のとおり納付していただきます。

表1 <特別徴収を開始する年度の徴収>

	普通徴収		特別徴収（年金からの引き落とし）		
	6月	8月	10月	12月	2月
対象①の方	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6
対象②の方	年金所得に係る税額の1/4	年金所得に係る税額の1/4	年金所得に係る税額の1/6	年金所得に係る税額の1/6	年金所得に係る税額の1/6

(2) 平成21年度に引き続き平成22年度も特別徴収が継続する方の納め方<表2参照>

4月・6月・8月に当該年の2月と同額を公的年金から引き落とします（仮徴収）。10月・12月・2月には、年税額から4月・6月・8月の額（仮徴収分）を差し引いて残った税額の1/3ずつを、引き落とします。

表2 <特別徴収が継続する年度の徴収>

特別徴収（年金からの引き落とし）					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
2月に納付した額と同額	2月に納付した額と同額	2月に納付した額と同額	（年税額－仮徴収額合計）の1/3	（年税額－仮徴収額合計）の1/3	（年税額－仮徴収額合計）の1/3